

平成 2 8 年度第 1 回行財政改革審議会会議録

日 時

平成 2 8 年 8 月 1 8 日（木）午後 3 時～午後 4 時 1 5 分

場 所

流山市役所 第 1 庁舎 3 階 庁議室

出席委員

平野委員、浅川委員、近藤委員、洞下委員、
高橋委員、井田委員、熊坂委員、高櫻委員、梶間委員、
石合委員、野村委員、森委員、神田委員

傍聴者

なし

欠席委員

なし

関係部署

井崎市長

秋元財政調整課長

事務局

山田総合政策部長、渋谷行政改革推進課長、
深津行政改革推進課長補佐、梅田主任主事、竹中主事

議題

- ・委嘱状の交付式
- ・平成 2 8 年度第 1 回審議会

内容

別添議事録（概要）のとおり

添付資料

- ・流山市行財政改革審議会条例（資料 1）
- ・これまでの「行財政改革審議会」について（資料 2）
- ・流山市行財政改革・改善プラン（資料 3）
- ・平成 2 8 年度審議会スケジュール（資料 4）
- ・健全財政維持条例の制定について（資料 5）

議事録（概要）

（事務局）

【本日の予定を確認】

本来であれば、初めに市長からの委嘱状の交付を行うところであるが、先に委員の紹介と事務局の紹介を行い、その後、正副会長の選出を行ってから委嘱状の交付と今年度の諮問を行う予定である。

それでは、初めてお会いする方もいるので、委員の皆様の紹介を行う。

【各委員自己紹介】

【その後山田総合政策部長から事務局職員を紹介】

【会長選出まで山田総合政策部長が仮議長】

（山田部長）

それでは、行財政改革審議会の「会長及び副会長」の選出に入りたい。

会長の選出についてだが、推薦される方がいる場合はお願いしたい。
また、自薦される方は挙手をお願いしたい。

（森委員）

本審議会を熟知し、経験もある方が適任かと考え、3期目の委嘱をされた野村委員を推薦したい。

（山田部長）

野村委員を推薦する声が挙がったがいかがか。

〔異議なしの声あり〕

（山田部長）

「異議なし」とのことなので、野村委員に会長をお引き受けいただきたい。

(野村会長)

～会長就任挨拶～

(山田部長)

会長が決定したので、ここからは、野村会長に議事の進行をお願いしたい。

(野村会長)

それでは副会長の選出を行う。推薦される方がいる場合はお願いしたい。また、自薦される方は挙手をお願いしたい。

〔立候補者なし〕

(野村会長)

立候補者がいないので、私の方から推薦したい。

私と同様３期目の委嘱で、以前にも副会長の役職に就かれており、経験も十分で本審議会運営を巧みにこなすことのできる高橋委員を推薦したいが、いかがか。

〔異議なしの声あり〕

(野村会長)

異議なしとのことで、高橋委員、お引き受けいただきたい。

(高橋副会長)

～副会長就任挨拶～

(野村会長)

それでは、次の議事に進みたい。事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

それでは、会長、副会長が決まったので、これより市長から委嘱状の交付及び諮問を行う。

～市長入室～

【委嘱状交付式】

〔委嘱状交付〕

（事務局）

以上をもって委嘱状の交付を終了する。

つづいて市長から当審議会へ諮問書をお渡しする。

〔市長からの諮問書の読み上げ、会長へ交付〕

〔市長挨拶〕

～市長退室～

（野村会長）

開会宣言

それでは、委嘱式及び諮問が終了したので、平成２８年度第１回流山市行財政改革審議会を開催する。

現時点での出席状況は、全員出席であり、流山市行財政改革審議会条例の規定人数に達しているので、会議は成立していることを報告する。

それでは、本日の審議会の進行予定について、改めて事務局から説明願いたい。

（事務局）

本日は、まず行財政改革審議会について、事務局より資料に沿って説明したい。まず、配布資料を確認する。

・会議次第（資料番号なし）

【資料１】流山市行財政改革審議会条例

【資料２】これまでの「行財政改革審議会」について

【資料３】流山市行財政改革・改善プラン

【資料４】平成２８年度審議会スケジュール

【資料５】健全財政維持条例の制定について

その他、新しい審議会委員名簿と日程調整表をお配りしている。

次に、諮問の所管課である財政調整課から諮問事項及び配布資料について説明する。最後に事務局から第2回審議会以降の開催スケジュールについて説明する。終了時間は午後5時ごろを予定している。

（事務局）

それでは最初に行財政改革審議会について、改めて説明させていただきます。お手元に【資料2】「これまでの行財政改革審議会について」をご用意いただきたい。

～「これまでの行財政改革審議会について」説明～

（野村会長）

説明は終了のようなので、「これまでの行財政改革審議会について」は以上とする。

次に今回の諮問と配付された資料に対する説明をお願いしたい。

（財政調整課）

資料5について説明させていただきます。

今回、条例の案ということで審議会に諮問させていただいたが、通常であれば諮問書の後ろに条例の案がついているが、実は案自体は出来上がっていない。それは、この4月に市長からこの条例の施行を平成30年4月に行うよう指示を受けたので、そこから準備を始めたところである。

現在は先に制定している市の状況把握や、職員が先進市に行って視察しているという段階なので、今日お手元に条例案をご用意することができなかった。その点はここでお詫びを申し上げる。

『健全な財政の維持条例』と言っても、今の流山市が健全なのかどうかという素朴な疑問があるのではないかと思います。

これについて率直に言うと、健全な状況が保たれていると私どもでは認識している。これを今後、為政者が変わっていったとしても、この健全な財政状況が維持できるような仕組みをつくりたい。これが今回の条例の制定の主な目的である。

資料５の３ページに制定スケジュール表もあるので、今後どのような感じで作業を進めていくかを先にご説明したい。

平成３０年４月に施行予定ということで指示を受けている。平成２８年８月、本日が第１回目となり、行財政改革審議会の審議は、事務局の案として全部で５回開催出来ないかと考えている。

財政のことをご審議いただくに当たり、流山市の財政状況がどんなものかを皆様にわかっていただく必要があるので、次回に流山市の財政状況を他市との比較等を踏まえて説明させていただきたい。

その後、法規担当の総務課と条例案の協議をしていくので、ある程度協議が整った時点で条例案をお示しし、それに基づき皆様のご意見を伺いながら条例案について修正箇所があるか、こういうことがあった方がいいのではないか等、皆様のご意見を入れながら会議を進め、予定では来年２月に答申をいただければ、この素案をもって来年度市民の皆様へのパブリックコメントを行い、議会に上程していくというスケジュールで考えている。

次の審議会で財政状況を説明し、その次の審議会で条例案をお示ししたいと考えている。

では、健全な財政の維持についてどのような取り組みをしてきたかをご説明させていただく。

～以下、資料５について説明～

以上で説明を終了する。

（野村会長）

ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見があればお願いしたい。
森委員。

（森委員）

自治体が財政健全化することに関して、現在、法的拘束力があるスキームはあるのか。それが国の示している基準や参考値で、それが甘いのでこういう条例を作ろうということではどうか。それとも、何かもっと違うスキームあるいは法的拘束力が、より強いものを考えると、ひとつ

のモチベーションというか、そういうために作るのか。そのあたりをもう少し説明していただきたい。

（財政調整課）

現在は財政健全化法という法律が基準となっているので、毎年度決算に基づき先ほどの数値を計算し、基準を超えると法的な規制がかかってくる。流山市としては、その数値が甘いので、それを厳しくしてもう少し引き締めたい。

この財政健全化法の数値というのが行政運営の中では普通では届かない。今の状態では極端な話、何も考えずにやっても、まず超えることはないのだろうと考える。それで油断が生じて、例えば地方債をどんどん発行していってしまうことにならないとも限らないので、もう少し厳しい数値を作って、こんなことをやれば数値を超えてしまうということを役所全体や市民にも理解していただきたいということである。

（森委員）

先程「為政者が変わっても」という言い方をされたが、それは市長や議会の構成が仮に変わってもおかしい運営にならないように、法的拘束力のある条例で縛っておこうという趣旨か。

（財政調整課）

その通りである。

（浅川委員）

他市町村の制定状況が資料の最後にあるが、滑川市に視察に行かれたとのことだが、滑川市を選ばれた理由は何か。

（財政調整課）

ひとつは、向こうから何年か前に当市へ視察にお見えになっている。

当時、流山市はこの条例を持っていなかったが、健全な行財政運営をしているということで、滑川市が視察に来て、それに基づいてこの条例を作られたので、そういった経緯もあり、滑川市に視察に行った。

（浅川委員）

状況が似ているということか。

（財政調整課）

滑川市と本市では人口規模も財政規模も違っているが、市長自らがマニフェストの中で条例の制定を公約し、実際に条例化したということなので視察に行ってきた。必要によってはもう少し他のところの状況を聞きに行かなければと思っている。

（井田委員）

他市町村の話が出たが、キッコーマンアリーナを作る時に、和光市で参考となるような体育館を持っており、だいぶ参考にしたという話を聞いた。

規模は分からないが、同じ首都圏の近い所で結構参考になったということである。キッコーマンアリーナも今は建ったばかりで綺麗だが、今後何年か経ってどのように改修して、どのように使っていくかという参考になると考える。他市町村が具体的にどういう条例を制定されているのかを知りたい。

（財政調整課）

現在、材料はないのだが、和光市の状況はホームページ等で調べ、財政健全条例を作る時にはかなり力を入れてやっていたという情報収集はできているので、必要によっては見に行くことも必要と考えている。

（井田委員）

当面、具体的にどこかに行かれる予定はあるか。

（財政調整課）

今は滑川市の状況を少し分析して、もし足りないところがあった時には、どこかピンポイントで行きたい。まだ具体的には決めていない。

（近藤委員）

2点あるのだが、他市の財政健全化条例の条文については確認されて

いると思うが、条例によっては自治体によって骨子が似ているケースも多いと思う。

今回の財政健全化条例については他市の事例が書いてあるが、どういう骨子の状況なのか、独自性がバラバラに出てきているのか、それとも似ているケースがあるのかお聞きしたい。

2つめが、流山市の独自性を出すということで、骨子が共通であったとしても、流山市の今の具体的な取組みを当てはめていくのかと想像したのであるが、今取り組んでいることを条例に反映できるものは反映していくという理解でいいか。

（財政調整課）

条例には大きく2つあるが、こんなふうにしたい、あんなふうにしたいと大まかに理念を決めていく条例と、それから細かい数字を書き入れてやっていくものもある。

現在、我々としては大まかな理念条例を制定していこうと思っている。

例えば、予算や決算の段階で細かい数字を出すといった、細かく我々を縛るものではなくて、大枠の中でと考えている。

それはなぜかについては、この次の審議会ですべて詳しく説明したい。

流山市の独自性をどこに出そうかというのも、まさに検討している最中であり、理念条例の中で独自性を出すのはかなり難しいものがある。

細かい数値であれば、流山市の財政状況だとこの数値というのがあるが、おそらく数値目標のところ、何かしら流山市の独自性を出していくしかないと考えてはいるが、具体的にはまだまとまっていない。

（野村会長）

他にはいかがか。ご意見でもよろしいが。

（財政調整課）

ひとつ言い忘れたが、例えば、財政状況が悪くなった時にどうするかというのは、市民の普段の生活に影響を与えるようなことをするとか、そういうことは今考えていない。

あくまで、数値が悪くなってきた時に、これ以上悪くならないように行財政を引き締めるといって、その程度のことを考えている。

夕張市を例に出し恐縮であるが、例えばどこかの施設を閉じてしまおうとか、そういうことまでやろうという条例が必要とは考えていない。

（野村会長）

たたき台が出てこないとなかなか審議にならないので、本日はこの程度でよろしいか。他に質問、意見が無ければ、今年度の審議のスケジュールについて、事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

それでは、「審議会スケジュール表」をご覧いただきたい。

なお審議の進捗状況により、回数の変更があることをご了承願いたい。

第2回審議会については、10月21日及び10月25日から28日の間に開催していただき、引き続き本日の諮問事項である（仮称）健全財政維持条例についてご審議をいただければと考えている。

第3回審議会については、12月19日から22日の間に開催していただき、引き続き諮問事項につきご審議いただきたい。

議会等の都合により少し期間が空くが、1月16日から20日の間に第4回審議会を開催していただき、諮問事項のご審議とともに、答申に向けた審議をしていただく予定である。また、答申書の案もこの回にはお示ししたいと考えている。

2月上旬に正副会長会議を開催し、答申書の最終確認を行いたい。その後、同月中に答申の手交式をとり行いたいと考えている。

以上が今年度の本審議会の開催スケジュールの見通しである。

なお、本日の審議会後に、「日程調整表」を配布するので、まだ先の予定ではあるが、第2回から第4回審議会の開催日について、現段階でわかる範囲で回答していただきたい。

また、日程調整表については、本日の会議後、電子メールを伺っている委員の方には電子メールでもお送りするので、いずれかで回答いただきたい。開催日に関しては、参加者が多くこられる日を基本とし事務局で決定させていただきたい。

事務局からは以上である。

（森委員）

日程についてだが、内容の濃密度からすると、説明を1回受けて条例案に関して審議するのは第3回だけで内容を取りまとめるということになると、回数が増えるかもしれない話があったが、どういう案を出してどういう風に審議してもらうかというイメージがあると思うので、予備的な審議が必要だとか、あるいは審議時間は2時間に限られるから前もって資料を配布するとか、そのへんを配慮してほしい。

（事務局）

資料については、開催通知を送る際に事前にお送りしたい。

（野村会長）

資料もそうだが、森委員が言われたように、進捗状況等によって回数が変わると思うので、第3回や第4回の審議会というのは仮置きでよろしいかとは思いますが、次回の第2回は今回決まるとは思うが、その先は委員の皆さんに再度確認していただく方がいい。

皆さんのご予定が入ったりもするので、第3回や第4回の日程は1ヶ月前ぐらいに再度確認していただきたい。

他になれば、以上をもって第1回行財政改革審議会を終了する。

○流山市行財政改革審議会条例

平成15年10月3日

条例第24号

改正 平成24年12月21日条例第29号

(設置)

第1条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、流山市行財政改革審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の行財政改革の推進に関する事項について必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等を代表する者
- (3) 市民等

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に特定の事項を調査研究するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故のあるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

7 部会は、調査研究の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(会議の運営等)

第8条 会長は、会議の議事及び運営等に関し必要な事項を定めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、行財政改革を主管する課において行う。

(委任)

第10条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(審議会の招集に関する経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則 (平成24年12月21日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の流山市防災会議条例、流山市附属機関に関する条例、流山市文化財の保護に関する条例、流山市通学区域審議会条例、流山市史編さん審議会条例、流山市立幼稚園協議会条例、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、流山市都市計画審議会条例、流山市行財政改革審議会条例、流山市情報公開・個人情報保護審査会条

例、流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、流山市産業振興基本条例、流山市生涯学習審議会条例及び流山市街づくり条例に基づき委嘱若しくは任命されている委員又は選任の手續が開始されている委員については、当該委嘱又は任命の期間満了日までに限り、なお従前の例による。

「行財政改革審議会」について

1 審議会発足まで

地方公共団体における行政改革については、国が数度にわたり行政改革の指針を打ち出し、本市もこれを背景に行政改革を実施してきました。

具体的には、昭和60年度に流山市行政改革懇談会設置要綱を策定し、当該懇談会の意見を参考として「流山市行政改革大綱」を策定しました。

そして、平成6年度には新たに、流山市行政改革懇話会設置要綱を策定し、『流山市行政改革懇話会』を設置して当該懇話会からの「第2次流山市行政改革大綱及び実施計画策定に関する意見」を反映させて、平成8年度に第2次、平成11年度に第3次流山市行政改革大綱を策定しました。

その後、平成12年4月1日の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（通称：地方分権一括法）の施行により、地方公共団体には、より強く自主性・自立性が求められるようになり、行政改革に関しても、国からの指針は発せられず、地方公共団体が、独自に積極的に取り組むことが求められました。

本市では、平成14年度に第4次流山市行政改革大綱を策定しましたが、当該大綱は、第3次までの大綱とは異なり、懇話会からの意見を骨格とした独自性の強い内容となりました。

これまでの変遷を整理すると、本市の第1次から第3次までの行政改革大綱は、概していえば、国の指導の下に策定してきたものであり、第4次行政改革大綱においては懇話会の意見を十分に反映させました。

その後も、国を挙げて、地方分権が推進され、地方公共団体の自主性及び自立が求められ、本市においても行政全般において更なる創意工夫が求められ、行財政改革の重要性がますます増大する中で、行財政改革に関して市民等の意見をこれまで以上に反映させることは必須要件であり、当時の懇話会の果たすべき役割は大きくなりました。

国の指導及び指針が得られなくたった当時では、懇話会の意見を法的根拠にのっとるものにして行政執行における公平・公正に資することから、市長の私的な会議である『懇話会』ではなく、市長の要請により必要な資料の提供等、いわばその行政執行の前提として必要な審議等を行うことを職務とする地方自治法138条の4第3項に規定する附属機関として平成15年に行財政改革審議会を設置しました。

2 これまでの審議案件

(1) 概要

市長からの諮問に応じ、行財政改革の推進に関する事項について必要な調査・審議を行い、市長に答申又は建議します。

委員構成は、学識経験を有する者、公共的団体等を代表する者、市民等の15人以内で構成し、任期は2年としています。

【平成15年度から平成21年度】

平成15年11月に、市長から「行財政改革について」の諮問を受けて、平成16年4月に中間答申、平成16年8月に最終答申を市長に提出しました。市は、この答申を踏まえ平成17年度から平成21年度の行財政改革の指針として平成17年3月に『新行財政改革実行プラン』を策定するとともに、72※の改革実行項目については、平成18年度に実践計画となるアクションプログラムを作成しました。（※一部改正により最終は89項目）

市長を本部長とする行財政改革実施本部は、新行財政改革実行プランの進捗状況について審議会に報告し、意見・提言を受けるとともに市議会からも意見を伺うなど全市的に行財政改革を推進してきました。

また、平成18年度からは事務改善だけでなく総合計画の策定や予算編成など市政運営の中心的なツールとして活用している行政評価制度について、外部評価を審議会に諮問しました。

【平成22年度】

「行財政経営戦略プラン」の策定に向けた審議（諮問・答申）

『新行財政改革実行プラン』の5年間の実施期間を終え、各項目の取組結果について、当時の審議会の審議において、「税収見通しや財政計画を誤れば、すぐにでも財政難に陥る恐れもある」、「経営感覚を備えた改革は不断であるべき」、「管理職のマネジメント能力の向上に努められたい」といった意見がありました。

そうした答申を踏まえ、新たなプランでは、市長をトップとする行財政改革実施本部が継続して管理するやり方から脱却し、部局長や課長が管理職として政策見解を持ち、「行政を経営する」といった意識を育み、組織ごとの特性に見合った取組事項を設定していく考えに転換していくこととなりました。

この方針のもと、新たに5年間の『行財政経営戦略プラン』が平成23年3月に策定されました。

【平成23・24年度】

「各部局長の仕事と目標の取組みについて」の審議（諮問・答申）

『行財政経営戦略プラン』を策定し、各部局長のマネジメントの実践を始めたことから、これに合わせて審議会に求める意見等（諮問・答申）は

本市管理職の“経営判断力”、“マネジメント力”が向上する取組みへシフトする必要があることから、平成23・24年度の行財政改革審議会への諮問事項は、「各部局長の仕事と目標の取組みについて」とし、「マネジメント」を主眼に、審議会から各部局長に対するヒアリングを実施しました。

【平成25年度】

「『行財政経営戦略プラン』の取組状況について」の審議（諮問・答申）

平成23年度から始まった『行財政経営戦略プラン』の中間年であることから、「各部局長の仕事と目標」を用い、当該プランに係る取組状況について審議を行いました。

当該プランの3つの体系（財政分野、市民等の参加・参画、職員のスキルアップ）の内、財政分野に的を絞り重点的に審議を行いました。「公共施設の中長期的な視点が必要」という意見（答申）を鑑み、平成26年度から公共施設を統括的・安定的に運営できるよう財産活用課内に新たな組織として「ファシリティマネジメント推進室」が設置されました。

【平成26年度】

「第3次定員適正化計画」の策定に向けた審議（諮問・答申）

第2次定員適正化計画が平成26年度で期間満了となることから、次期定員適正化計画の策定に向けた審議を行いました。

人件費の抑制策の一つとして、定員適正化計画を策定し、効率的な人員配置、組織機構の見直し、民間企業等への業務委託、再任用職員・臨時職員の活用等によって職員数の削減がされてきましたが、「限られた人材や財源を最大限に有効活用する計画とすべき」や「次期計画では、人口増加予測、財政健全性の維持及び今後想定している事務の増減見込みなど多面的に考慮されたい」といった意見（答申）があったことから、第3次定員適正化計画は各部局の事務執行状況や今後の見通しなどを聴取し、職員数の現状や人口推計等の分析を行うなど、定数の増減要因を可能な限り勘案した上で策定されました。

【平成27年度】

「公共施設等総合管理計画」及び「行財政改革・改善プラン」の策定に向けた審議（諮問・答申）

平成25年度に答申された公共施設の中長期的な管理の視点を踏まえ、策定に着手した「公共施設等総合管理計画（案）」の策定に向けた審議を行いました。本計画は公共施設やインフラの保有状況や将来コストに対する基本的な方針や今後の本格的な資産経営の方向性を示すものです。その内容は「民間でできるものは民間に」という考え方に立ち、官民が連携していくことや施設総量を抑制しつつ改修、建替え等に意を用い、保守管理費の削減などと合わせて対応する方向性が示されていることから、審議会

に示された計画（案）に対し、適切であると答申されました。

次に平成 27 年度は「行財政経営戦略プラン」の最終年度にあたるため、その取組状況の検証と同プランに代わる新たなプランの策定に向けた審議を行いました。「行財政経営戦略プラン」は基本構想や基本計画、実施計画で位置付けられた事業を各部局で実施する際に、経営の観点から配慮する共通の視点をまとめたプランです。本プランを具現化するため、「これをやります！部長の仕事」の中で本プランが掲げる「改革項目と具体的な実施項目」に対する取組状況とその成果を年 3 回公表しています。しかし「『これをやります！部長の仕事』において各部局が設定する目標については、可能な限り数値目標を設定し、また市民から見て、どんな目標を立てどのような結果となったかはっきり分かるように書式の簡素化、明確化を図りたい」との意見（答申）があったことから、書式の全面的な改正が行われました。

また、「提案制度等を活用し、市役所全体や部局内の改善に向け、職員全体で推進されたい」との意見（答申）があったことから、次期プランにおいては、改革・改善項目の一つとして、「事業の改革・改善（カイゼン）、業務改善（カイゼン）、職場改善（カイゼン）」が新たに追加されました。

（２）委嘱状況

第 1 次行財政改革審議会

（平成 15 年 11 月 28 日から平成 17 年 11 月 27 日）

第 2 次行財政改革審議会

（平成 17 年 12 月 7 日から平成 19 年 12 月 6 日）

第 3 次行財政改革審議会

（平成 20 年 3 月 4 日から平成 22 年 3 月 3 日）

第 4 次行財政改革審議会

（平成 22 年 4 月 22 日から平成 24 年 4 月 21 日）

第 5 次行財政改革審議会

（平成 24 年 6 月 28 日から平成 26 年 6 月 27 日）

第 6 次行財政改革審議会

（平成 26 年 7 月 31 日から平成 28 年 7 月 30 日）

第 7 次行財政改革審議会

（平成 28 年 8 月 18 日から平成 30 年 8 月 17 日）

(3) 諮問及び答申内容

	諮問	答申・建議書
1 (H15)	諮問書[平成15年11月18日] 行財政改革の推進について	第1次答申[平成16年4月9日] 最終答申[平成16年8月31日]
2 (H16)	諮問書[平成16年9月28日] アウトソーシング(NPO・市民 団体等への委託、協働の推進)のあり方について	答申[平成17年1月31日] アウトソーシングのあり方について
3 (H17)		建議書[平成17年11月10日] 今後の行財政改革に関する進行管理等につ いて
4 (H17 -H18)	諮問書[平成18年2月22日] 「行政評価制度の外部評価に ついて」及び「新行財政改革 実行プランの進捗状況につ いて」	答申[平成18年7月28日] 新行財政改革実行プランの平成17年度進 捗状況について 答申[平成18年8月11日] 行政評価制度の外部評価について
5 (H18)		建議書[平成18年3月6日] アウトソーシング計画について
6 (H19)	諮問書[平成19年5月24日] 「新行財政改革実行プランの 進捗状況について」、「行政 評価制度の外部について」及 び「市民による業務参加事業 に関する市民からの提案につ いて」	答申[平成19年8月24日] 行政評価制度の外部評価について 答申[平成18年9月28日] 新行財政改革実行プランの平成18年度進 捗状況について
7 (H20)	諮問書[平成20年4月25日] 「新行財政改革実行プランの 進捗状況について」及び「行 政評価制度の外部について」	答申[平成20年9月30日] 行政評価制度の外部評価について 答申[平成20年9月30日] 新行財政改革実行プランの平成19年度進 捗状況について
8 (H21)	諮問書[平成21年5月22日] 「新行財政改革実行プランの 策定について」及び「行政評 価制度の外部について」	答申[平成21年9月25日] 行政評価制度の外部評価について 答申[平成22年1月27日] 新たな新行財政改革実行プランの策定について
9 (H22)	諮問書[平成22年6月1日] 「行政評価制度の外部評価に ついて」「業務委託基準の策 定について」及び「新しいプ ランによる行財政改革への取 り組みについて」	答申[平成22年9月14日] 行政評価制度の外部評価について 答申[平成22年12月17日] 業務委託基準の策定について 答申[平成23年1月12日] 新しいプランによる行財政改革への取り組 みについて
10 (H23)	諮問書[平成23年4月27日] 「『各部局長の仕事と目標』 の取り組みについて」	答申[平成24年1月25日] 『各部局長の仕事と目標』の取り組みにつ いて
11 (H24)	諮問書[平成24年6月28日] 「『各部局長の仕事と目標』 の取り組みについて」	答申[平成25年2月8日] 『各部局長の仕事と目標』の取り組みにつ いて

1 2 (H25)	諮問書[平成25年5月30日] 「『行財政経営戦略プラン』 に係る取組状況について」	答申[平成25年11月22日] 『行財政経営戦略プラン』に係る取組状況 について
1 3 (H26)	諮問書[平成26年7月31日] 「次期定員適正化計画につい て」	答申[平成27年1月23日] 次期定員適正化計画について
1 4 (H27)	諮問書[平成27年5月29日] 「公共施設等総合管理計画（ 案）について」 諮問書[平成27年8月20日] 「『流山市行財政経営戦略プ ラン』の取組状況の検証及び 同プランに代わる新たなプラン の策定について」	答申[平成27年7月31日] 「公共施設等総合管理計画（案）について 」 答申[平成28年1月22日] 「『流山市行財政経営戦略プラン』の取組 状況の検証及び同プランに代わる新たなプ ランの策定について」

3 平成28年度の審議会

8月18日に第7次行財政改革審議会の委員が委嘱され、同日に市長から諮問を受け、答申に向けた審議をすることとなります。

行財政改革の推進に関する諮問内容となりますが、詳しくは第1回審議会において、事務局から説明させていただきます。

4 関連資料（市ホームページから閲覧）

- ・『行財政改革・改善プラン』

＜掲載場所＞トップページ⇒市政情報（画面右上）⇒

行財政改革への取り組み⇒【流山市行財政改革・改善プラン】

- ・『各部長の仕事と目標』

＜掲載場所＞トップページ画面の左のバー⇒

【これをやります！部長の仕事】

カイゼン 流山市行財政改革・改善プラン



平成 2 8 年 3 月

目 次

1	はじめに	・・・1
	(1) 本プランの位置付け	・・・1
	(2) 前プラン（経営戦略プラン）の取組状況の検証・・・2	
2	本プランの対象期間	・・・4
3	本プランの方針と改革・改善項目	・・・4
	(1) 方針	・・・4
	(2) 各部局による共通の改革・改善項目	・・・5
4	改革・改善事項の実施「部局長の仕事と目標」への反映・・・8	
5	項目別の具体的方策の例示	・・・9
	(1) 歳入確保・歳出削減に係る改革・改善	・・・9
	(2) 市民及び市民団体との連携・協働の推進	・・・13
	(3) 事業の改革・改善、※22 業務改善、職場改善	・・・16
	用語解説（本文中で「※」を付した語句の説明）	・・・22

1 はじめに

(1) 本プランの位置付け

本プランは、後期基本計画を具現化する下期実施計画で位置付けた具体的な事業を、各部局が実施していくに当たり、多様化・高度化する社会（市民）ニーズに応えるため、配慮すべき共通の経営視点を掲げています。

市民等に良質な行政サービスを提供するに当たり、効率的、効果的に業務を行うことは重要です。本プランでは改革・改善の項目を共通の経営視点として位置付けます（別図1）。

その改革・改善項目は、各部局の「部局長の仕事と目標」（市ホームページでは「これをやります部長の仕事」。以下「部局長の仕事と目標」といいます。）の中で具現化しています。

改革・改善項目の目標設定と具体的取組を各部局長のマネジメントのもと、部局内で協議を重ねながら推進していきます（別図2）。

本プランでは改革・改善項目の一つとして「事業の改革・改善（カイゼン）、※22業務改善（カイゼン）、職場改善（カイゼン）」を加えました。これまでもトップダウンを主とした大きな「行財政改革」や「経営改革」、「組織改革」が行われ、社会（市民）ニーズに応える満足度の高い行政サービスの実現に努めてきました。

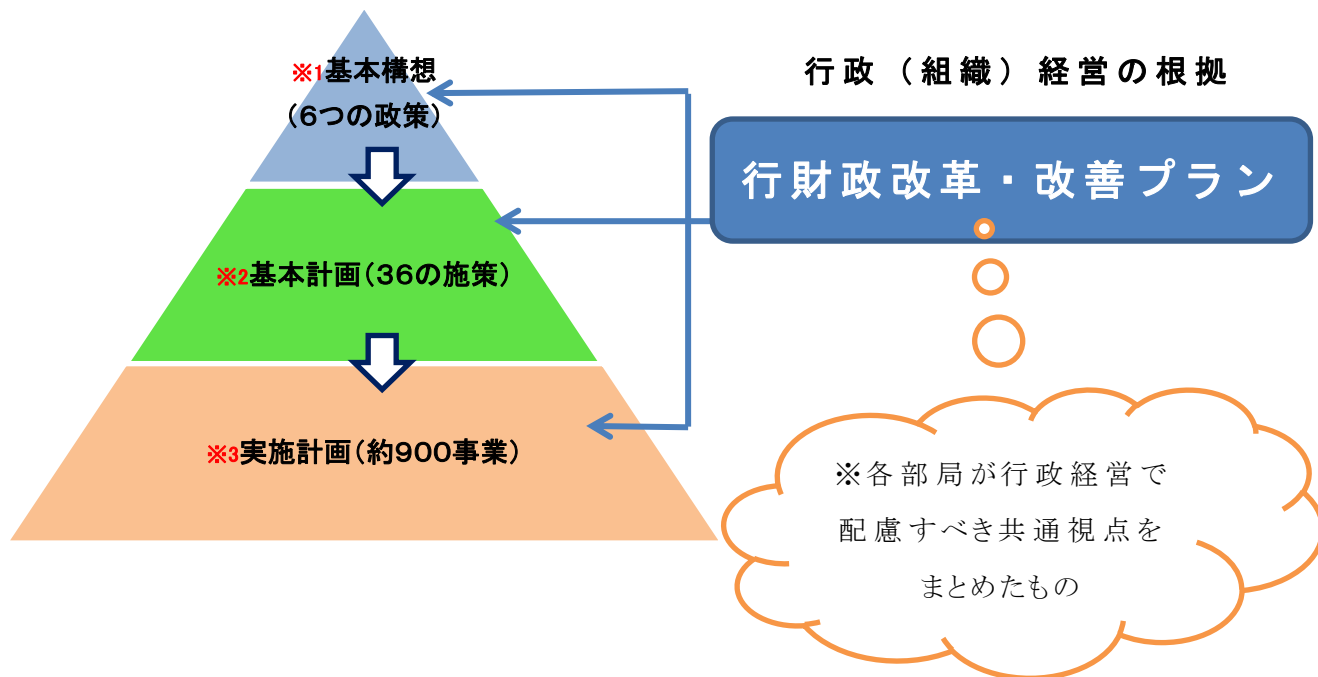
これまでの改革で、大切な項目は引き続き継承しつつ、今後、さらに高品質な行政サービスを提供していくには、職員が日ごろ業務を進めている中で感じる「非効率」や「無駄」、「小さな失敗」など、成功例のみならず些細な失敗例も皆で共有し、知恵を出し合って改善（カイゼン）する事が重要です。そうした職場からのボトムアップによる改善（カイゼン）の積み重ねと共有が、元気で活発な行政組織を持続していくものと考えます。

本プランでは、多様化・高度化する社会（市民）ニーズに、スピーディーに的確に応える高品質な行政サービスを提供するために行政経営の改革・改善（カイゼン）を進めます。

別図 1

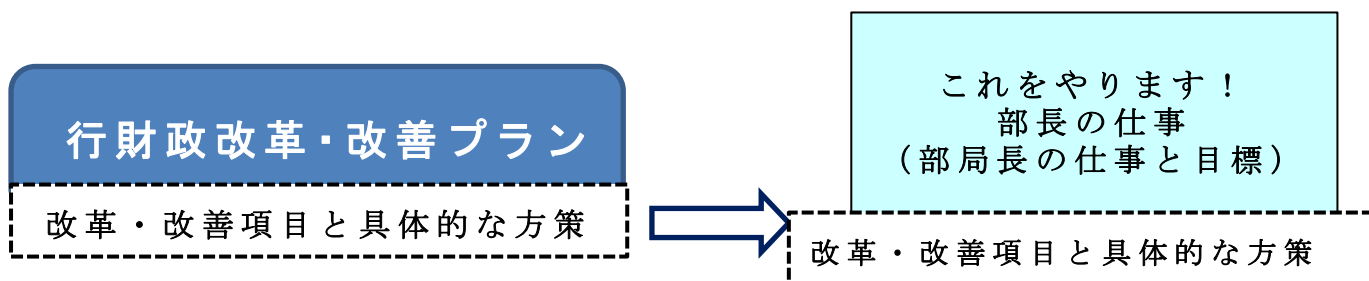
【「行財政改革・改善プラン」の計画としての位置付け】

総合計画体系（政策、事業の根拠）



別図 2

【プランの改革・改善項目における実行の流れ】



※各部局により改革・改善（カイゼン）を実行

（２）前プラン（経営戦略プラン）の取組状況の検証

前プランの「流山市行財政経営戦略プラン」（以下「前プラン」という。）では、本市が将来都市像を実現するために策定した※２ 基本計画に掲げた事業を推進するため、「改革項目と具体的な実施項目」について「部局長の仕事と目標」（市ホームページの「これをやります！部長の仕事」）の中に行政経営の改革の視点（記入欄の「E」～「X」）の項目を設け、各部局の取組状況や結果を公表してきま

した。

平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間の「部局長の仕事と目標」の「E」から「X」の項目の内容について検証した結果、一部の部局では具体的な成果や結果が見えづらい改革項目もありましたが、多くの部局で改革項目等が毎年度の事業実施に際し配慮がなされ、前プランが掲げる行政経営に即した一定のマネジメントが浸透し、そして基本計画に掲げる事業の推進につながったものと考えます。

個別の改革項目については、健全な財政運営の維持のための「地方債及び債務負担残高の抑制」や「市民との協働」等は引き続き本プランでも取り組んでいく必要があります。

一方で、「庁内分権の推進」に関する項目については、ほとんど目標設定がなされていない項目となっていますので、本プランにおいては整理・統合します。

また、前プランの取組状況については、平成 27 年度の行財政改革審議会において審議され、その主な検証結果は次のとおりです。

- 1) 一部の目標設定や記載表現に曖昧な点があり、改善できる点はまだあるが、予算編成や事業執行、財源確保など各部局のマネジメントは向上し、行政経営の視点が浸透しつつある。
- 2) T X 沿線の都市基盤整備により、全国的な人口減少の中、平成 23 年 4 月 1 日の 164,294 人から平成 27 年 4 月 1 日の 173,556 人と、9,262 人の人口増加が見られた。これにより、まちの活性化と市税等の増加に成果を挙げた。
- 3) 社会情勢の変化や多様化する行政ニーズに応えるべく、教育施設建設や都市公園施設建設、交流人口促進、放射能対策などに係る組織改編が行われてきた。今後も社会ニーズに的確に対応していく組織改編を進められたい。
- 4) 人口増加に対応するためのインフラ整備による地方債及び債務残高の増加はやむを得ないが、長期的には累積債務を抑制する必要がある。
- 5) 業務の効率化、市民等との協働に向けた指定管理者による公共施設の管理運営や学校給食の業務委託などのアウトソーシングは評価できるが、知識や技術が空洞化しないことに配慮し、また今後のアウトソーシングは、メリット・デメリットを十分検討した

うえで推進されたい。

6) 職員に対する政策法務研修をはじめとする様々な研修制度や国の制度導入に先駆けて実施した人事評価制度の導入は評価する。引き続き職員のスキルアップと規範意識のための研修等を体系的に運用されたい。

7) 窓口対応アンケート結果において、アンケート導入時の総合評価5点満点中4.08から平成26年度4.48と毎年向上している。一層の向上を目指されたい。

本プランに記載する「改革・改善項目」は、以上の検証結果を踏まえて設定しています。

※なお、答申の詳細な検証内容は、市ホームページで公表しています。

2 本プランの対象期間

本プランの計画期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間です。本プランは、後期基本計画及び下期実施計画の事業進行を側面から働きかける改革項目であることを目的とし、後期基本計画及び下期実施計画の計画と歩調を合わせています。

後 期 基 本 計 画										
実施計画	上 期			中 期			下 期			
年 度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

3 本プランの方針と改革・改善項目

(1) 方針

前プランの改革項目で引き続き継続すべき視点については、各部局を中心とした各部局長のマネジメントのもと、改革項目を設定し実施してきました。しかし、改革・改善（カイゼン）は管理職や一部の部局だけが行うものではなく、職員一人ひとりが日常業務における費用対効果や財源確保、仕事の進め方の改善（カイゼン）、市民との協働、

円滑な組織の構築ということに、常に意識をもって地道に確実に取り組まなければなりません。

前プランで掲げた「成果を重視したスピード感ある経営」「良質なサービスを提供する経営」「市民と協働して行う経営」という考え方や各部局における各部局長のマネジメントの推進という考え方を継承しつつ、職員一人ひとりが市民の目線に立って高品質なサービス提供を主眼に置くことを常に意識し、職員誰もが改革、改善（カイゼン）の意識を持つことにより、トップダウンとボトムアップのバランスが取れた行政経営を目指します。

また、前プランの「スリムな組織で市民の皆様に満足していただける行財政経営」の経営理念は継承していきます。

「成果を重視したスピード感ある経営」（別図3の①）とは、限られた行政資源を効率的、有効的に活用するために、民間と同様、スピード・コスト・成果を重視することを表しています。

「良質なサービスを提供する経営」（別図3の②）とは、社会全体や本市の変化を的確に把握し、魅力あるまちづくりを展開することにより、流山市に住んで良かったと満足いただくため、公共サービスの質の向上に向けて、現状の公共サービスの検証、改善（カイゼン）と新たな視点から、きめ細やかなサービスの提供を図ることを表しています。

「市民等と協働して行う経営」（別図3の③）とは、地方分権改革以降、市民自治によるまちづくりはますます深まり、公共は行政だけが担うものではなくなりました。「市民自治」、「協働」を引き続き展開していくため、市民等の知恵と力を生かし、市民・地域・企業・NPOと連携し、公共を担っていくことを表しています。

（2）各部局による共通の改革・改善項目

各部局による共通の改革・改善（カイゼン）項目は、次の3つの柱で掲げています。

ア 歳入確保・歳出削減に係る改革・改善（別図3のア）

市民満足度の高い高品質な行政サービスを提供していくうえで、歳入の確保は大変重要です。そのためには、適切な※4 自主財源の確保、国の交付金や県の補助金の積極的な確保、※5 税外収入の拡充及び財産の活用など各部局がそれぞれの立場で取り組みます。また、

公正な税負担や適正な※10 受益者負担に基づく使用料等の負担、及び適正な徴収が確保されることが重要なことから、更なる健全な財政運営に向けた適正な歳入の確保に努めます。

一方、歳出削減については、限られた財源の中で、高品質なサービスを提供するため、今まで以上に創意工夫が求められます。そのためには、事業の目的を明確にしてコストに配慮するとともに、最大限の成果を上げる必要があります。具体的には事業費全般にわたり節減、合理化、適正な予算の執行に努めます。また、単独事業費については、行政評価を徹底し、見直しや廃止も検討します。これにより※6 後年度負担の軽減を行い、引き続き健全な財政運営を維持します。さらに、※7 地方債残高及び※8 財政硬直化の抑制を図るとともに、平成29年度から※19 公会計制度の導入及び活用を図ります。なお、具体的方策の例示は9ページに記載しています。

イ 市民及び市民団体との連携・協働の推進（別図3のイ）

多様化する社会（市民）ニーズに的確に応えていくために、公共サービスを行政だけが担うのではなく、市民、事業者及び行政がそれぞれの立場を尊重しつつ役割分担を認識し、連携・協働して公共サービスを実施することは、様々な分野で既に展開されています。今後も「行政が担うこと」「事業者が担えること」「市民等が担えること」を行政経営においても踏まえ、アウトソーシングなど市民及び市民団体が行える公共事業は、その実現に向けて連携・協働を進めます。なお、具体的方策の例示は13ページに記載しています。

ウ 事業の改革・改善、※22業務改善、職場改善（別図3のウ）

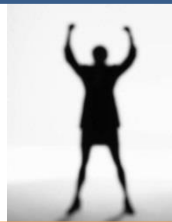
流山市では、地域に取り巻く社会（市民）ニーズを的確に把握し、市民満足度の高い行政サービスの提供に努めています。その際、様々な経営改革に取り組んできています。しかし、多様化し高度化している社会（市民）ニーズに、更にスピード感を持って、より高品質な行政サービスを提供していくためには、職員が日ごろの事務処理などで「何かおかしいな？」と小さな無駄や非効率に気づき、その課題を係内又は課内など皆で共有し、知恵を出し合って「こうしよう！」と自発的に改善（カイゼン）していくことが重要です。そうした職場内からのボトムアップによる改善（カイゼン）の積み重ねと意識の共有が、元気で活発な行政組織を持続していくものです。

本プランでは、多くの企業でも経営の効率化の手本としているトヨタ自動車で培われた、いわゆる“カイゼン”に代表される※9トヨタ方式を参考に、本市の事業・業務・職場内のムダの排除や、4S（整理、整頓、清掃、清潔）、業務の見える化（顕在化）など、部局内や課内、係内、時には組織を超えた有志などによる改善（カイゼン）が自発的に実践され、他課にも“真似る”形で広まるよう事例が共有できる環境を整備し、市民に満足いただける元気で活発な行政組織を持続し、市民満足度の向上を図ります。なお、具体的方策の例示は16ページに記載しています。

別図3

行政（組織）経営の方針

職員一人ひとりが常に市民の目線に立ち、市民のための改革、改善の視点を持続していく行政経営を目指す。



経営に係る考え方

- <成果を重視したスピード感ある経営>①
- <良質なサービスを提供する経営>②
- <市民等と協働して行う経営>③

ア
歳入確保・歳出
削減に係る改
革・改善

※P9に記載

イ
市民及び市民団
体との連携・協
働の推進

※P13に記載

ウ
事業の改革・改善、
業務改善、職場改
善

※P16に記載

4 改革・改善事項の実施

「部局長の仕事と目標」への反映

本プランの改革・改善項目を実現するにあたり、各部局長は、本プランの改革・改善項目から実施できる事項を部局内で協議し、年度目標を「部局長の仕事と目標」に設定します。「部局長の仕事と目標」は、当初の目標設定、中間報告、最終報告の年3回作成し、内容及び進捗は市のホームページ等で公開します。最終報告で年度の結果を確認するとともに、課題も確認し、次年度の目標設定に生かすというPDCAサイクルを本プランでも引き続き形成しています。

具体的な取組事項

- ・部局単位で毎年度当初に公表します。（数値目標の設定）



- ・半期ごとに進捗状況と成果を公表します。ただし、部局を超えて全庁的に取り組むことが望ましい場合は、年度の途中において新たな取組とします。
- ・行財政経営の実効性を高め、生み出された資源を後期基本計画（下期実施計画）の実現のために活用します。



5 項目別の具体的方策の例示

改革・改善項目の具体的方策を例示します。

(1) 歳入確保・歳出削減に係る改革・改善

① 税、保険料、負担金等の設定・収納に係る改革・改善（カイゼン）

- ・料率や基準額などの算定ルールや減免のルールなどが適正かを確認し、必要に応じて見直す。
- ・公正で公平な収納を実施するために、納付機会の充実等を図り、収納体制が適正か確認し、滞納対策において効果的な手法を取り入れる。

これまでの取組事例

「税収納事業」

～モバイルレジサービスの実施～

・市税や保険料の納付方法を拡充するために、納付書のバーコードをスマートフォン等で読み取り、インターネットバンキング等を利用して納付できるモバイルレジのサービスを平成27年度からスタート。



請求書のバーコードを携帯電話のカメラで撮影してモバイルバンキングで支払えるサービスです。

② 税外収入の拡充

- ・※10 受益者負担の原則から有料とすべきサービスがあるかどうかを調査検証し、該当するサービスに関しては有料化を図る。
- ・また、使用料、利用料、負担金、保険料等は、適正な額となるよう必要に応じて見直す。
- ・「※11 公共施設等総合管理計画」に基づき、※12 ファシリティマネジメントを推進し、民間による省エネルギー化である※13 ESCO事業や※14 ネーミングライツの導入、広告収入の獲得や太陽光発電事業者等への屋根貸しなどにより、公共施設を財産として捉え、収入の獲得を図る。
- ・「ふるさと納税」など新たな財源確保策の検討や情報収集を行う。

これまでの取組事例	
「見やすく分かりやすいホームページ運営事業」 ～ホームページへのバナー広告の掲載～	・市のホームページのトップページにバナー広告を掲載することにより、掲載料の税外収入として歳入確保に努めている。（平成16年度から）
「流山おおたかの森駅自由通路管理事業」等 ～※15 デジタルサイネージの広告～	・流山おおたかの森駅自由通路と南流山駅前に※15 デジタルサイネージ（電子看板）を設置し、企業広告を掲出することで広告料（年間200万円）の※5 税外収入の仕組みを作った。（H23年度から） おおたかの森駅のデジタルサイネージ
「流山市民総合体育館指定管理者事業」 ～※14 ネーミングライツの導入～	・将来にわたる管理運営費の確保を図る仕組みとして、新しい市民総合体育館のネーミングライツ（命名権）のスポンサー企業の公募を平成27年度に行い、「キッコーマン アリーナ」として5年間命名権料（年間1200万円）を受けている。 H28年4月オープンのキッコーマンアリーナ

これまでの取組事例

「教育財産使用事業」

～校舎の屋根を貸し付け太陽光発電を実施～

・市内２３校の小中学校の校舎の屋根を民間事業者に貸し付け太陽光パネルを設置し、貸付料と固定資産税を歳入とする事業を、平成２５年度からスタート。（同様の事業は、本庁舎、図書・博物館、クリーンセンターなどでも実施。）



校舎の太陽光屋根貸し（東深井小学校）

③ 歳出削減、健全な財政運営の維持

- ・効率的な予算編成を行うために、後期基本計画・下期実施計画に位置付けられた事業を優先することとし、市単独事業の実施に当たっては、PDCAを検証し、事業が一定期間で終了する（サンセット方式）ことを明確にする。
- ・予算編成及び予算執行にあたっては、適正な仕様書・設計書・積算書の作成と見積書の徴取を行う。
- ・※8 財政硬直化を招かないよう、常に物件費（消耗品費や臨時職員の適正配置）の抑制、補助金・負担金の効果について精査する。
- ・職員の時間外勤務は、執行体制の改善（カイゼン）や効率的な業務遂行に努め、時間外勤務の抑制を図る。
- ・全庁的な視野に立ち、※16 GISなどの統合やシステムの一元化、発注や調達などの単位を見直し、※17 包括的業務委託などの※18 スケールメリットによるコスト縮減を図る。
- ・地域課題（問題）が顕在化してから対応するのではなく、地域課題等の兆候をデータ分析などから事前に把握し、課題解決に向けた的確な政策判断をし、いち早い対応に取り組み歳出抑制と市民サービスの向上を図る。
- ・平成２７年１月に地方公会計マニュアルに基づく財務書類の作

成について、国から平成２９年度までに行うよう示されているため、統一的な基準に基づく固定資産の状況把握等を行えるよう準備を進めるとともに、※19 公会計制度の活用に向けた意識の醸成を図っていく。

これまでの取組事例	
財政白書作成事業 ～職員手づくりでわかりやすく～	・市の財政状況について、解説した財政白書を平成２０年度決算から作成している。当初は作成の一部を外部委託していたが、平成２５年度からは職員が自前で作成。図表やグラフで多く活用し、従来の決算数字のほか複式簿記の考え方を取り入れ、行政コストや純資産の変動、さらには他団体との比較・分析も加え、わかりやすさを工夫しながら作成している。 ※1,000円で頒布
流山市役所等包括施設管理事業 ～公共施設の管理を一括発注(デザインビルド型包括施設管理)～	・従来、各施設の設備ごとに発注していた保守点検業務を包括的に業務委託し、業務の質の向上と事務量・コストの削減を図るデザインビルド型包括施設管理業務を平成２５年度から開始した。 <u>公共施設の維持管理を一括発注</u>
「流山おおたかの森駅前市有地活用事業」 ～公共施設と民間施設を一体的に整備～	・流山おおたかの森駅前市有地の活用について、平成２７年度に「定期借地権方式」及び「等価交換方式＋定期借地権方式」を用いて事業者を募集・選定した。その結果、先行取得した市有地を有効活用し、民間事業で公共施設と民間施設を一体的に整備することにより、本市の新拠点にふさわしい交流空間を形成することができたこととなった。 <u>H31年の完成を目指して</u>

④ 公有財産の有効活用

- ・ ※12 ファシリティマネジメントの視点から ※20 公有財産において、遊休資産がないかを確認し、有効活用や処分などを進める。

(2) 市民及び市民団体との連携・協働の推進

① 行政情報の発信充実

- ・ 情報の性質に見合った発信手段を的確に選択し、市民が情報を理解しやすい形で取得できるよう情報発信する。
- ・ 新たなメディア媒体の情報を入手し、活用できるものに関し導入を図る。
- ・ 市民が行政情報をより利活用できるよう、 ※21 オープンデータを推進する。

これまでの取組事例

「市民向け電子化事業」

～アプリコンテストの実施～

・ オープンデータの普及を図るため、オープンデータトライアル期間として、平成 25、26 年度に市議会と連携し、オープンデータを利用したアプリケーションのアイデアを競うアプリコンテストを開催。幅広い層から合計で 62 件の応募があった。



アプリコンテスト授賞式

② アウトソーシングの推進

- ・ 指定管理者制度が導入できる施設とその導入時期を確認して導入計画に取り組み、民間で出来るものを検証しアウトソーシング又は業務委託を進める。
- ・ 業務委託等の実施に当たっては、委託先の雇用条件、労働条件や雇用の継続等、労働基準法の順守の徹底を図る。

これまでの取組事例

「学童クラブ指定管理者事業」

～学童保育の指定管理～

・これまで父母会による自主運営がなされていたが、平成24年度から指定管理者制度を導入し、市内23ヶ所の学童クラブを指定管理者により管理運営している。指定管理者制度に切り替えたことにより、それまで自主運営では実現が難しかった夜間の預かりサービスの提供や、また市内での学童クラブの均質化を図りやすくなるなど、保育内容の充実及び保護者負担の軽減が実現した。



「第1 おおたかの森ルーム」

「学校給食調理業務民間委託事業」

～学校給食の業務委託～

・給食は、平成17年度から南流山中学校で民間委託を実施し、平成24年度からは全ての中学校で民間委託に切り替えた。小学校についても、調理師の定年退職に合わせて計画的に順次委託に切り替えることとしており、平成28年度には流山小学校の委託がスタートする。

「男女共同参画社会づくり啓発事業」

～男女共同参画啓発事業委託～

・平成20年度からアウトソーシング事業として委託している。受託者は、専門分野の知識と能力を備え市民公益事業補助金を活用し事業実績のある市内NPOが受託。業者選定では公募型プロポーザルにより選定し、啓発事業の質の向上を図っている。



市民向けに開催されている「男女共同参画啓発」の講座

③ 産学官の連携

- ・事業の実施やイベント等の企画立案では、民間企業や大学などとの交流・連携を進めることにより、幅広い視野からの発想の吸い上げた事業化を図る。

これまでの取組事例

「白みりん 誕生200 周年記念事 業」

～産官連携
事業～

・キッコーマン株式会社と共催し、白味淋生誕200年を記念した「流山白味淋200年祭」を平成26年度に開催。市内内外に特産品としてPRするとともに、市内小学校の授業で、白味淋について学ぶ機会を設け、児童の学習意欲を高める。また、市内小学校2校に、白味淋の歴史や文化について学ぶための教材を提供し、児童の学習意欲を高める。



多くの来場者に流山と白味淋をPRした流山白味淋200年祭

「利根運河 イベント事 業」

～学官連携
事業～

・東京理科大学の学生が実行委員会を組織し、市や観光協会、近隣自治会、国土交通省江戸川河川事務所などと連携し、「利根運河シアターナイト」を平成25年度から毎年開催している。



シアターナイトのオープニングを盛り上げる理科大生の和太鼓

④ 協働・連携事業の拡大充実

- ・市民及び市民団体との協働・連携事業が、より誕生しやすい環境を構築するため、事業の情報提供を行うとともに、市民及び市民団体からの協働・連携の事業提案が、より誕生しやすい環境を整え、引き続き、公共の担い手としての市民等との協働・連携事業の拡大充実を図る。

これまでの取組事例

「公民館事業」

～公民館講座から
巣立った市民の活躍～

・公民館講座の受講生により発足したＮＰＯ法人「流山史跡ガイドの会」は、流山本町などを訪れる市内外の来訪者向けに観光ガイドを行っているほか、市と連携協働し、公民館講座「流山郷土史検定」や「流山史跡ガイドウォーキング」などの講師として活動している。

(同会の平成 27 年 12 月
末現在の累計案内人数
33,900 人)



史跡ガイドの会による史跡ガイド
ウォーキング

(3) 事業の改革・改善、業務改善、職場改善

- ・全庁的な事業・業務・職場内の改善（カイゼン）提案については、「※24 職員提案制度」を活用する。職員提案制度は随時受け付け、改善（カイゼン）の提案が出やすい環境を整える。
- ・また部内（課内・係内等含む）のルーティンワークや些細なムダを自発的に改善（カイゼン）した成果は、「部局長の仕事と目標」で報告するとともに、改善事例が他部署でも「真似る」形で広がる環境を整える。

① 事業の改革・改善（カイゼン）

- ・※3 実施計画に位置付けた事業は、議会要望や市民要望を常に捉え、誰のための何のための事業なのか、求められる目的とニーズを明確に理解して事業展開するとともに、新たに発生する課題の兆候を、行政評価やデータ分析から、いち早く推測し、予算の組み替えや事業の進め方そのものを見直し、変わる社会（市民）ニーズに的確に応える。
- ・事業を効率的に進めるため、事務作業のＩＴ化を図り、国際化に配慮して外国語を加えた説明資料の作成を図る。

これまでの取組事例	
審議会等開催時の子どもの一時預かり支援	子育て中の市民が市政に参画しやすいように、審議会等の開催時に、生後6か月以上10歳未満の子どもを一時的に保育する仕組みを設け、審議会等の委員に参画しやすい環境を整えた（平成23年度から）。

② ※22 業務改善（カイゼン）

- 「職場の使命」（目的）を理解し、業務の時間コストも含めた費用対効果を常に意識しながら、現在のやり方が本当に効率よく進んでいるかを検証し、無駄な業務は改善（カイゼン）する。そのためには、先進市情報は常に意識し、行政視察を行うなど、可能なものは導入していく。
- 業務の年間スケジュール表や業務フロー図の作成を習慣化し、職員間の共有、“見える化”することにより、業務の進行管理や改善項目の洗い出しに活用する。
- 職員個人や係、課、有志グループから優秀な改善（カイゼン）があった場合、引き続き※23 職員一般表彰（季別MVP賞）で表彰し、その功績を称え職員の意欲向上を図る。MVP賞の受賞者のうち特に優秀な改善事例は、庁舎ロビーへ掲示する。
- 全庁的な業務や事務、職場環境の改善（カイゼン）提案については、「※24 職員提案制度」を活用する。

これまでの取組事例	
季別MVP賞 ～職員の優秀な功績～	- 職員の優秀な功績を称える季別MVP表彰の制度は、平成21年度から始まり、平成27年度夏季分までで、合計62件が表彰されている。 主な功績 - 審議会や講演会開催時の一時保育の制度化等で子育て中の女性の市政への参加に貢献（H23）／ファシリティマネジメントの進展及び歳出の抑制と支出の平準化

	に貢献（Ｈ２３）／廃タイヤの山の撤去を実現し地域住民の長年の大きな問題解決に貢献（Ｈ２４）／議会のインターネット中継、電子採決、委員会の中継等の議会改革に事務局が貢献し、議会改革度調査で全国１位に（Ｈ２４）／福島第一原発事故により、放射性物質に汚染された施設の除染で、子どもたちが利用する施設の除染作業を期限内に完了させた（Ｈ２４）／「流山白味噌２００年祭」「流山本町まちなかミュージアム」の成功で流山本町活性化に貢献（Ｈ２６）／きめ細やかな取組みにより税のＨ２６年度徴収率が県下第２位（Ｈ２７）／様々な工夫を凝らし、消防団入団の促進に貢献（Ｈ２７）、など。
職員提案制度 ～実践されている提案～	実現した主な職員提案 ・ 公用自転車の導入（ＣＯ２削減に貢献。Ｈ１８年度～） ／ 毎月第２・４金曜日のノーマイカーデー（ＣＯ２削減に貢献。Ｈ１８年度～） ／ 差し押さえ品のオークションへの出展（Ｈ２０年度～） ／ 賃金や報酬の払込書を手書きから電子化へ（Ｈ２１年度～） ／ 各種申請書等の「市長様」の敬称を「市長あて」に変更（Ｈ２１年度～） ／ 外国人対応マニュアル作成（Ｈ２７年度採用。プロジェクトチームで作成作業中） ／ 認知症にやさしい窓口充実のための研修導入（Ｈ２６年度～） ／ 統合型ＧＩＳの導入（Ｈ２７年度からプロジェクトチームにより、実現に向けた課題を研究中）

③ 職場改善（カイゼン）

- ・ 社会（市民）ニーズの変化に的確に対応できる行政組織は、職員一人ひとりの潜在能力が発揮能力として活かされる、元気で活力ある職場の環境づくりが肝要である。職場の中には、ルーティンワークなどで「非効率」や「小さな無駄」、「何かおかしい」と気づいたり、感じるときがある。そうした事を周囲の職員と共有することからスタートし、自発的に係内や課内で改善

（カイゼン）していく職場環境の構築により、職員の「自発性」「主体性」「やりがい」を醸成し、組織力を高める。

- ・業務の進捗状況などを共有するため、部内や課内、係のミーティングを定例化し、組織をまたがる課題解決では柔軟にプロジェクトチームを発足し、「敷居の低い」改善（カイゼン）を進める。
- ・職員一人ひとりが個々の職場や身の回りから、4 S（整理、整頓、清掃、清潔）を実施し、4 Sの輪を広める。

※②「業務改善（カイゼン）」、③「職場改善（カイゼン）」を進めるにあたり、※9 トヨタ方式の※25 “7つのムダ”を見習い、その項目を行政事務に置き換えた下表を参考にして、思い当たるムダは、排除することで改善（カイゼン）に繋げることができる。各部局内で、各課内で、各係内等で、気づいたら皆で共有し改善（カイゼン）を実践していく。

～業務や職場で考えられるムダ～

ムダの分類	改善（カイゼン）に向けて考えられる例示
・作り過ぎ、やり過ぎのムダ	①資料・パンフレットなど必要以上に印刷していないか ②資料の作成を依頼する際、成果物のイメージを事前に伝えているか（例：A4で2枚、A3で3枚位など。無駄な力作や大作を作らせない） ②-2 資料作成を引き受けた時、成果物のイメージを事前に確認しているか（例：A4で2枚、A4で5枚位など。無駄な力作や大作を作らない） ③業務の閑散期に不要な業務を行っていないか ④不要な会議を開催していないか ⑤必要以上に会議時間が長くないか（終了時間をあらかじめ決めて会議を行っているか） ⑥時代に合わない業務を続けていないか。変えたいが先輩が気になる（×前例踏襲。○温故知新）
・手持ち仕事のムダ	①仕事が平準化されていなく、誰かに事務量が偏って残業が不均等に発生していないか ②市民等の補助金が申請待ちになっていないか（PR不足） ③業務が指示待ちになっていないか
・動きのムダ	①出先機関との連絡收受等を段取り良く行っているか ②事務室内のOA機器の位置や書類の保存場所などレイア

	ウトは使いづらくないか、適正か ③ 以前からの事務で、事務手順や添付書類で省けるものはないか（省力化・簡素化） ④ 動線にムダはないか
・ 加工のムダ	① 資料は要点が見やすく簡潔にまとまっているか。量や色遣い、レイアウトなどムダに凝っていないか（大量の文字ペーパーから 1～2 枚のポンチ絵や図へ）
・ 在庫のムダ	① 備品や消耗品の在庫量を確認せず、無駄な在庫、眠った在庫を作っていないか
・ ニーズ、P R のムダ	① ずっと行われて来ている市民サービスだが、現在の時代ニーズに合っているか。ニーズが変化していないか ② 市民向けチラシやパンフレットを分類せず、ただラックに並べていないか。カウンターに置かれていないか ③ 公共施設の維持管理で、市民向けの表示が“あれダメ”“これダメ”の「～しないでください」と禁止表示ばかりになっていないか（トイレや部屋の使い方など）
・ 段取りのムダ	① 他課にまたがる政策を事前協議や打合せをしたうえで、「起案」しているか。他課にまたがる政策案件を起案～合議のみで進めていないか（急がば回れ） ② 仕事を進める際、打合せや指示の不徹底により、書類作成のムダ、時間のムダ、労力のムダを生んでいないか ③ 業務上必要な順番を考慮せず、業務進行の優先順位を怠っていないか

④ 職員の育成

- ・ 本プランを実施、実行するため、※26「人材育成基本方針」で定めた※27”4 Cを支える 8 つの能力”を発揮できる職員を育成する。すなわち“流山を愛し、流山市民の幸せのために行動する職員”（4 C 職員）を目指す。
- ・ 本市の人材育成は、基本方針に基づき、採用試験制度の充実、実務経験者の採用、採用年齢要件の拡大など「①可能性の高い人材を確保」し、自学への支援、職場内外の研修、研修成果発表の場の提供など「②目指す職員像になるための人材を育成」し、人材評価の充実、経歴管理の有効活用、職場面談の実施、現場のニーズに対応した人事配置の実現など「③適材適所の人材活用」を推進する。
- ・ 職員は、「流山市人材育成基本方針」をよく理解し、自ら学ぶこ

との大切さをいつまでも継続し、「学び」の成果を自らの資源として行政経営に活用する。

- ・各部局では、学んだ資源を職員が生き生きとやりがいを持って発揮できる、温かく見守り支援していける職場風土づくりを構築する。
- ・各部局では、職務に必要な専門的知識の習得、専門的能力の向上に向けて、それぞれの部局でのOJTのほか、外部研修の機会を積極的に提供する。(行政課題研修などの成果を生かし、参加職員を講師とした部局内での研修の実施など)

※用語解説

- ※¹基本構想…平成12年度から平成31年度までの20年間を計画期間とする、本市の市政運営の総合的な指針となる計画
- ※²基本計画…基本構想の「施策の大綱」などに基づき、基本構想の計画期間である20年間を10年ごとに前期・後期に分け新たな施策・事業を体系的に整理したもの
- ※³実施計画…後期基本計画（平成22年度から平成31年度）に定められた施策について、上期3か年、中期3か年、下期4か年の行財政運営の中で具体的に実施するための事務事業を体系別に整理したもの
- ※⁴自主財源…地方税、手数料、使用料、財産収入、寄附金など市が自主的に調達できる財源
- ※⁵税外収入…財政収入のうち租税収入および公債、借入金以外のもの
- ※⁶後年度負担…市が事業や物品調達などに数年にわたる支出をする場合、その支出のうち、次年度以降に予算計上しなければならない額
- ※⁷地方債残高…地方公共団体が地方債を借り入れした後、元金と利子を返済するが、各年度末における未償還元金の額
- ※⁸財政硬直化…地方債償還費や人件費などの経費が市の予算の大きな部分を占めるようになって、弾力的な財政運営が困難になること
- ※⁹トヨタ方式…トヨタ自動車の生産現場で始まった“ムダの徹底的排除”“生産方式の合理性”の思想。現在では製造業だけでなく、多種多様な分野で、また経営レベルから個人の業務レベルまでさまざまな段階において、生産管理・効率化の手本とされている。
- ※¹⁰受益者負担…特定の公共事業に必要な経費にあてるため、その事業によって特別の利益を受ける者に経費の一部を負担させること。下水道等の受益者負担金や公共施設の利用料等が一例。
- ※¹¹公共施設等総合管理計画…
流山市の公共不動産の保有状況を客観的に把握・分析し、今後の更新費用の見込みを明らかにしつつ、用途ごとの戦略的な資産経営の方針を記載した計画

※12 ファシリティマネジメント…

企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用するアメリカで生まれた経営管理方式

※13 E S C O 事業…

EnergyServiceCompany 事業の略であり、顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態

※14 ネーミングライツ…

スタジアムやアリーナ等のスポーツ施設に、スポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利。日本語名では「命名権」という。

※15 デジタルサイネージ…

デジタル通信により表示内容をいつでも受信でき、表示するシステム。この機能により内蔵記憶装置に多数の表示情報を保持することが可能。必要に応じ秒単位で表示内容を切り替えることや動画表示を行うなど、多様な映像を映し出すことができる。

※16 G I S…地理情報システム（GIS：Geographic Information System）

の略称であり、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術

※17 包括的業務委託…

施設の維持管理、日常点検、定期点検、電力等のユーティリティ調達及び修繕などを包括的に民間事業者に委託すること

※18 スケールメリット…

同種のものが集まり、規模が大きくなることによる利点のことで、経営規模が大きいほど生産性や経済効率が向上することを言う。

※19 公会計制度…現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計

制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取組み。全国的に財務書類の作成方法が複数あり、本格的な複式簿記の導入が進んでいない状況を背景に平成27年1月には固定資産台帳の整備と複式簿記の

導入を前提とした「財務書類の作成に関する統一的な基準」が国から示され、地方自治体は当基準による財務書類を平成 29 年度までに作成することとなっている。

※20 公 有 財 産…地方公共団体が所有する財産。公有財産には地方公共団体において公用または公共用に供し、又は供することと決定した財産である「行政財産」と、それ以外の公有財産を指す「普通財産」とに区分される。

※21 オープンデータ…

特定のデータが利活用する上での制限が無く、また利活用しやすい形式でインターネット上に公開され、入手できる仕組みのこと。

※22 業務改善（カイゼン）…

「業務」には「事務」に加え、作業等も含む考え方として
いる。

※23 職員一般表彰（季別 MVP 賞）…

市民サービスの向上や善行などで、市役所のイメージアップになった行為や相当程度困難な業務を達成した行為、他の職員の模範となるような業務改善の提案や実践をした行為が当該季間においてなされた場合、所属長の推薦に基づき市長が対象の職員を表彰する制度

※24 職員提案制度…

職員より事務能率の向上、経費の削減、市民サービスの向上に資するアイデアの提案を受け付けることで行財政経営の推進・改善を図る制度

※25 7 つのムダ…トヨタ自動車のトヨタ生産方式では、7 つのムダを定義している。①つくりすぎのムダ②手待ちのムダ③運搬のムダ④加工そのもののムダ⑤在庫のムダ⑥動作のムダ⑦不良をつくるムダ

※26 人材育成基本方針…

地方自治体を取り巻く環境は大きく変化し、簡素で効率的な行政運営や市民参加や協働によるまちづくりなどが求められる中、市民が望む良質な行政サービスを提供していくための、市職員の行動変革と能力開発、経営感覚を育成していくための、本市の人材育成の基本方針。

流山市人材育成基本方針で定める本市の目指す職員像。

“流山を愛し、流山市民の幸せのために行動する職員”を4C職員とし、4つのCを「Citizen」（市民の視点を持ち、地域社会の一員として協働によるまちづくりを推進する職員）「Compliance」（コンプライアンス意識を持ち、誠実に職務を遂行し、市民から信頼される職員）「Challenge」（社会状況の変化に対応し、新たな課題にも取り組むチャレンジ精神のある職員）「Cost」（コスト意識・経営意識を持ち、的確な判断や行動ができる職員）と定めた。

また、その4Cを支える8つの能力を①流山を愛する力（流山に愛着を感じ、流山のために全力で取り組む力）②市民の立場で考える力（市民の視点でまちづくりを考え、市民の声に真剣にこたえる力）③市民への責任力（自分の職務について責任を持って遂行し、市民に対して説明責任を果たす力）④職務に関する知識力（公務員として高い倫理観と専門性のもと、適正な職務遂行ができる能力）⑤やる気と熱意ある実行力（新たな課題を発見し、困難なことにも積極的に取り組んでいく力）⑥将来を見通した判断力（社会情勢の変化をとらえ、将来に向けて迅速かつ的確に施策形成する力）⑦柔軟な発想力（厳しい財政状況のもと、課題の本質を見極め効果的な施策を立案できる力）⑧市政のマネジメント能力（総合計画実現に向けて、職務や職場を効果的にマネジメントする力）と定めている。

【平成28年度審議会スケジュール】 ※予定

開催日	内容
委嘱式 第1回 8月18日	○正・副会長の選出 ○委嘱式 ○諮問 ○諮問事項の詳細の説明及び資料説明 ○スケジュールについて
第2回 10月21日、25日～28日	○（仮称）健全財政維持条例について ○財政状況について （財政調整課説明） ○審議
第3回 12月19日～22日	○（仮称）健全財政維持条例について （財政調整課説明） ○審議
第4回 1月16日～20日	○（仮称）健全財政維持条例について ○答申書の内容検討、整理
答申 2月	○答申書の手交式

健全財政維持条例の制定について

1 これまでの経緯

【現状】

- ・ 流山市では、市の行政運営の指針である流山市総合計画における「後期基本計画」において、施策の柱として『健全で効率的な行財政運営』を掲げ、健全な財政運営について各種個別の施策や事業を実施しているところです。
- ・ 具体的には、将来人口推計を見直し、今後10年間にわたる財政の見直しを立て、これまでの行政評価に基づく前期10年間の評価・総括や、市民意識調査から得られた市民満足度など様々な角度から事業を精査しました。そして、選択と集中の観点から事業を厳選し、実現可能な、財源の裏付けのある計画としています。
- ・ 市民自治及び市政に関する最高規範である「流山市自治基本条例」においても、『行財政運営の原則』を定め、健全な財政運営について条文化し、方向性を示しているところです。
- ・ こうした計画や条例等に沿って、これまで本市では、健全な財政を維持しているところです。

【財政指標の推移】

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実 質 赤 字 比 率	－	－	－	－	－	－	－	－
連結実質赤字比率	－	－	－	－	－	－	－	－
実 質 公 債 費 比 率	8.7	8.4	7.7	7.3	6.4	5.5	4.7	4.1
将 来 負 担 比 率	56.9	49.5	49.9	38.6	33.1	18.3	23.4	46.0

【条例制定に至る経緯】

- ・ 「流山市自治基本条例」第23条第6項において、財政運営の健全化、公開性及び効率性を推進する制度を構築することと定められていることを受け、将来にわたる健全な財政運営を推進する「健全財政維持条例」を制定するものです。

- ・ 北海道夕張市の財政破たんを受け、こうした財政破たん団体の発生を未然に防ぐことを目的として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下財政健全化法という。）が施行（平成20年4月1日）されました。財政健全化法は、地方自治体の財政状況を統一的な指標で明らかにすることにより、財政状況が深刻化する前に迅速に財政の健全化や再生に向けた対応が図られる法律となっています。
- ・ しかしながら、現在の財政健全化法は、財政状況が、かなり悪化しないと超えることがない基準となっています。
- ・ このため、市長は、平成25年9月定例会の一般質問の答弁で、「財政運営においては、この基準値より、より厳しい目標値を独自に設定し、自主的に財政の健全性を保つことが理想と考えます。」と答弁しています。

【結論】

- ・ このようなことから、流山市が将来にわたり、高度化及び多様化する行政需要、並びに、その他の社会経済情勢の変化に的確に対応するために、財政運営に関する基本的な原則や、独自の財政判断指標など、必要な事項を定めることにより、将来にわたって、流山市が健全な財政を維持していくことができるように本条例を制定するものです。

- | | | |
|---|---------------|--------|
| 2 | 制定スケジュール（案） | 別紙のとおり |
| 3 | 健全財政維持条例項目（案） | 別紙のとおり |
| 4 | 他市町村の制定状況 | 別紙のとおり |

平成28年度												平成29年度												平成30年度			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

健全財政維持条例項目（案）

1 総則関連

目的

基本理念

市長の責務

2 基本原則関連

説明責任

歳入及び歳出

予算執行

行政評価

緊急性・重要性

基金

起債

財務諸表

3 計画的な財政運営関連

計画策定の原則

財政計画

個別計画

4 財政運営の健全化の指標

財政健全化の判断指標

財政の健全化を維持する手段

5 雑則

委任

附 則

他市町村の財政健全化条例等の制定状況

岐阜県多治見市が全国に先駆けて、平成２０年４月１日に「多治見市健全な財政に関する条例」が施行された。以来、本市で把握している財政健全化関連条例の制定状況は以下のとおりです。

- 多治見市健全な財政に関する条例（平成２０年４月１日）
- 滑川市財政健全な財政に関する条例（平成２３年３月３１日）
- 大阪府財政運営基本条例（平成２４年２月１０日）
- 富士見市健全な財政運営に関する条例（平成２４年４月１日）
- 和光市健全財政に関する条例（平成２５年４月１日）
- 岐阜県関市健全な財政運営に関する条例（平成２４年５月２８日）
- 龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例（平成２４年１０月１日）
- 明石市財政健全化推進市民会議条例（平成２６年４月１日）
- 箕面市財政運営基本条例（平成２６年５月２０日）
- 横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例（平成２６年６月５日）
- 佐賀県上峰町財政健全化条例制定（平成２７年４月１日）
- 国立市健全な財政運営に関する条例（平成２８年４月１日）